

豊岡市立豊岡総合スポーツセンター

区分				利用料金											
占用使用	豊岡総合 スポーツ センター	陸上競 技場	競技場	午前6時 から午前 8時まで	午前8時30 分から午後 零時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後7時 30分まで	午後7時 30分から 午後9時 30分まで							
				1,300円	2,900円	3,700円	1,600円								
			会議室	600円	1,000円	1,100円	600円								
		この とリス タジア ム	スタジアム	1,400円	2,900円	4,000円	1,700円	1,700円							
			放送室（スコ アボードを含 む。）	900円	1,500円	1,700円	900円	900円							
			更衣室（シャ ワー室を含 む。）	400円	600円	700円	400円	400円							
			本部室	400円	600円	700円	400円	400円							
			テニスコート（1面 につき）	午前6 時から 午前8 時30分 まで	午前8 時30分 から午 前10時 まで	午前10 時から 午後零 時まで	午後1 時から 午後3 時まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後5 時から 午後7 時まで	午後7 時から 午後9 時30分 まで					
				500円	500円	700円	700円	700円	700円	900円					
		練習使用	陸上競技場	一般	日額 200円 年額 3,600円										
高校生、中学 生及び小学生	日額 100円 年額 1,800円														
附属設備				別表（附属設備）で定める額											
備考															
<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は、市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間</p>															

未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

- 4 こうのとりにスタジアム本部室の冷暖房を使用する場合は、本部室の項に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、本部室の項に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。
- 5 こうのとりにスタジアムの夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり3,100円を加算する。
- 6 テニスコートの夜間照明施設を使用する場合は、1面につき1時間当たり400円を加算する。
- 7 「練習使用」とは、個人が単独の練習のために使用する場合をいう。
- 8 利用料金の額の計算において、算出した利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表（附属設備）

施設	附属施設及び備品	使用区分		利用料金
		単位	使用時間	
陸上競技場	拡声装置	1 式	1 日当たり	2,000円
	写真判定装置	1 式	1 日当たり	3,000円
	陸上競技用具	1 式	1 日当たり	2,000円
	陸上競技用具	1 点	1 日当たり	40円